

ガス警報器定額プラン約款

<p>〈ご契約にあたっての重要確認事項〉</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ご契約にあたりましては、「ガス警報器定額プラン約款（以下「本約款）」および下記内容をご確認ください。 ● ガス警報器定額プランと現金販売の価格等の違いについて契約担当者より説明を受けてください。 ● 東京ガス株式会社以外のガス事業者との間でガス使用契約を締結した場合は、ガスをご使用にならない期間中であってもガス警報器定額プランの解約申し出がない限り契約終了までガス警報器定額プラン料金のご請求は継続されます。
<p>第1条 目的</p>	<p>ガス警報器定額プラン（以下「本サービス」）は、東京ガス株式会社（以下「当社」）のガスの契約者に、ガス警報器（以下「警報器」）を利用し、安心してガスをご使用いただくことを目的としたサービスです。本約款は、本サービスの加入条件、お客さま（以下「契約者」）と当社との契約（以下「本契約」）の内容等を定めたものです。</p>
<p>第2条 サービス加入条件</p>	<p>本契約に申し込むことが出来る方は、以下の各号の条件を全て満たしている方とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 警報器の取付先において、警報器使用者（本契約書の取付先ガスご使用者欄にご使用者として明示された方をいいます。以下同じ。）が当社のガス供給エリア（取手・我孫子地区、越谷・春日部地区/蓮田南地区、真岡地区を除く）にお住まいで、当社がガス小売事業者となる家庭用のガス小売契約（〈i〉一般ガス供給約款に基づく契約又は、〈ii〉ガス基本約款及び選択約款（家庭用選択約款又は「ずっともガス」）に基づく契約をいいます。以下、単に「ガス契約」といいます。）を締結しており、かつ、当該契約に基づくガスの供給を受けていること。 ② 本サービスの料金（以下「本サービス料金」）は、支払者（本契約書のサービス料金請求先欄にサービス料金の支払者として明示された方をいいます。以下同じ。）が、当社との間でガス使用契約を締結しており、ガス料金と合わせて支払うこと。 ③ 当社、当社委託取引先企業（東京ガスライフバル、エネスタ及びエネフィットをいいます。以下同じ。）が、本契約の履行に必要な範囲内で、契約者の居住場所の敷地内及び建物内に立ち入ること並びにこれらの者に対し電気、ガスを提供していただくことについて、いずれも承諾していること。 ④ 本契約締結後に、警報器取付先において当社とのガス契約を解約し、当社以外のガス事業者との間でガス使用契約を締結した場合でも、本契約の解約申し出がない限り、本契約は、当社との間で締結していたガス使用契約の解約日時時点で設置している警報器の有効期限が終了するまで継続され、この場合であっても、本契約が終了するまで本サービス料金をお支払いいただくこと。 ⑤ 支払者が契約者と異なる場合には、契約者は事前に支払者の承諾を得た上で契約を締結していただくこと。この場合、契約者は支払義務を免じられることはなく、支払者が不払いの場合には、契約者が料金を支払う義務を負うこと。
<p>第3条 契約の成立</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本契約は、契約者が当社所定の方法により本サービスを申し込み、当社が、前条各号に定める加入条件等を確認したうえでこれを承諾し、契約者と当社との間で本契約書を取り交わした日（以下「本契約成立日」といいます。）に成立し、同日から効力を生じるものとします。 2. 当社は、契約者が本契約の申込及び解約を再三にわたり繰り返された場合など、当社

	<p>において対応できないと判断するときは、当該契約者からの本契約のお申込みを承諾しないことがあります。</p>
<p>第4条 サービスの提供期間及び契約期間</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本約款に別段の定めがない限り、本サービスの提供は、本契約書に記載する本サービスの提供を開始する日(以下、「本サービス開始日」といいます。)から開始するものとします。 2. 本サービス提供期間は、本サービス開始日から解約のお申し出を受け付けたときまでとし、本契約の契約期間は、本契約成立日から解約のお申し出を受け付けた日までとします。
<p>第5条 料金及び支払方法</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本サービス料金は、本契約書記載の通りとします。支払者は本契約書に記載された本サービス料金を、毎月当社に支払います。本サービス料金は月額とし、日割り等の措置は行いません。 2. 契約者／支払者は、本サービス料金を、原則本サービス開始日が属する月の翌々月から月1回、当社が別途指定する月のガス料金と同一の支払期限、同一の支払方法により、直接又はガス取次店を通じて、当社が別途指定する月のガス料金とともに、当社に支払うものとします。初回の本サービス料金は、本サービス開始日の属する月と翌月を合わせて1ヶ月分とし、ガス料金と合算して請求します。本契約成立日が月末の場合、本サービス料金の請求開始が本サービス開始日が属する月の3か月後になる場合があります。その場合の初回請求金額は、本サービス開始日の属する月と翌月、翌々月分を合わせて2か月分として本サービス料金をお支払いいただきます。 3. 本契約締結後に、警報器取付先において当社以外のガス事業者との間でガス使用契約を締結した場合は、第2条④のとおり本契約が継続され、本契約が終了するまで本サービス料金を単独でお支払いいただきます。本サービス料金の単独請求となった場合は、原則以前ガス料金をお支払いいただいていた支払方法と同一の方法で本サービス料金をお支払いいただきます。ただし、当社との間で締結していたガス契約の契約者と当該ガス契約のガス料金の支払者が異なる場合で、且つガス料金の支払方法が口座振替だった方が当社以外のガス事業者との間でガス使用契約を締結した場合は、一律払込書で本サービス料金をお支払いいただきます。 4. 本契約締結後に、警報器取付先において当社とのガス契約を解約し、当社以外のガス事業者との間でガス使用契約を締結した場合、当社との間で締結していたガス使用契約の解約日が属する月の翌月からの本サービス料金は、本サービス利用月の当月に請求いたします。そのため、当社との間で締結していたガス使用契約の解約日が属する月の翌月の本サービス料金の請求は、当社との間で締結していたガス使用契約の解約日が属する月の本サービス料金及び請求日に属する月の本サービス料金の2ヶ月分をお支払いいただきます。お支払いいただく本サービス料金が増額するものではありません。 5. 第9条第2項、第3項及び第4項による解約の場合には、解約日が属する月までの本サービス料金をお支払いいただきます。なお、当社のシステム処理上、解約日が属する月の本サービス料金を本条第2項の方法によりお支払いいただけない場合、契約者は、解約日が属する月の本サービス料金を、当社が送付する払込書等当社が指定する方法により支払うものとします。 6. 本サービス料金の支払を受けたことに対する支払証明書の発行は、ガス料金を口座振

	<p>替でお支払いの契約者からのお申出があった場合にのみ、有料で行います。ガス料金をクレジットカードでお支払いの契約者については、発行いたしません。なお、発行手数料・発行手続については、当社ホームページをご覧ください。</p>
<p>第6条 機器の取付け、取替え、取外し等</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本契約を締結した場合、当社はずみやかに警報器を取付けます。 2. 当社は、契約者、契約者が指定する方または警報器使用者が、警報器が正常に作動及び設置されていることを確認していただくことを以て、取付作業を完了したものとします。 3. 本契約に基づき設置された警報器の有効期限（通常5年間）が到来した場合は、有効期限末月の前月に、当社は契約者に対し機器の交換に関するご案内をさせていただきます。契約者が機器の交換にお立合いいただける日程を調整させていただきます、新しい警報器にお取替えに訪問させていただきます。 4. 契約者は、警報器の設置、取換え、取外し、その他必要な場合、当社が警報器を取付けた場所に立入ることにつき、あらかじめ警報器使用者の承諾を得るなどご協力いただきます。 5. 警報器の取付け位置を当社又は当社の指定店の係員以外の方が変更する行為は禁止します。取付け位置を変更したい場合には、当社または当社指定店の係員により有料にて実施させていただきます。 6. 警報器の取付け以外に別途電気工事や付帯工事があった場合、別途請求します。
<p>第7条 譲渡禁止</p>	<p>本契約に基づく契約者の一切の地位(本サービスの提供を受ける権利を含みます。)は契約者の一身に専属するものとし、当社の同意のない限り、承継、譲渡、売買、担保に供する等の行為をすることはできないものとします。</p>
<p>第8条 警報器の所有権及び善管注意義務</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 警報器は当社の所有物ですので、当社の事前承諾なく、取外し、移設、分解、改造、第三者への譲渡、転貸など、当社の所有権を害する行為は固くお断りします。警報器の紛失や破損の際、賠償金を請求する場合がございます。 2. 第三者の強制執行、仮処分等当社の所有権を害するおそれがある場合には、直ちに当社または本契約書に記載の契約取扱店にご連絡いただくとともに警報器が当社の所有物であることを主張して、第三者の行為を排除していただきます。 3. 警報器使用者および契約者は、警報器を本来の用途にしたがって使用し、取扱説明書の記載にしたがって適正に管理していただきます。
<p>第9条 解約</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本契約の解約については、本条の定めによるものとします。 2. 契約者は、当社へ解約の旨を連絡することにより、いつでも本契約を解約出来るものとします。 3. 契約者が次の各号のいずれかの事由に該当すると当社が判断したときは、当社は、催告なく直ちに、同判断時を基準時として当社システム上の処理が可能な直近の月末をもって、本契約を解約することができるものとします。 <ol style="list-style-type: none"> ① 警報器が滅失し、またはこれを毀損し、もしくは紛失したとき。 ② 本契約第7条または第8条に違反したとき。 ③ 警報器の取付先において、明らかに当社のガスの使用を廃止したと認められるとき。 ④ 警報器使用者の転居等によりガス使用契約が解除されたとき。但し、本契約締結後に、警報器取付先において当社とのガス契約を解約し、当社以外のガス事業者

	<p>との間でガス使用契約を締結した場合でも、本契約の解約申し出がない限り、本契約は、当社との間で締結していたガス契約の解約日時時点で設置している警報器の有効期限が終了するまで継続されます。また、本契約成立後、2週間以内に警報器取付先の当社とのガス契約が解除された場合、原則として、本契約は自動的に解約されませんので、本契約の解約をご希望の場合は、契約者から当社へ別途その旨をお申し出いただく必要がございます。</p> <p>⑤ 第5条に定める本サービス料金の支払い期日後10日を経過しても本サービス料金のお支払いがない場合であって、書面またはメール等の電磁的方法による催促を受けたにもかかわらず、催促を受けた日から20日以内にお支払いがない場合。</p> <p>⑥ その他本契約に違反し、その旨を警告しても改めない場合。</p> <p>4. 本契約に基づき設置された警報器の有効期限（通常5年間）が到来したものの、警報器の有効期限末日までに新しい警報器に交換出来なかった場合は、警報器の有効期限末日をもって当然に本契約は終了（解約）するものとします。</p>
第10条 警報器故障 の対応	<p>警報器の故障が発生し警報器使用者または契約者からお申し出があった場合、当社はすみやかに正常作動する機器（同機種または同等性能の代替品）に交換いたします。この場合、本契約書の記載事項（代替品の料金は当該器種）が変更されることを了承いただきます。また本条に従って機器の交換を行った場合においても、契約内容（契約期間、個数、本サービス料金等）が変更されることはありません。</p>
第11条 解約時の警 報器の取外 し等	<p>1. 第9条による解約をする場合、当社はすみやかに警報器を取外しますので作業に支障がないようご協力いただきます。なお取外しの日まで第8条に定める義務を遵守していただきます。</p> <p>2. 第9条による解約をする場合、本条第1項にかかわらず、当社は警報器を取付け場所に引続き取付けたままの状態で置かせていただくことがあります。その場合、本契約の解約後の警報器の故障等について当社は責任を負わないものとします。</p>
第12条 規定外事項	<p>約款の各条項に疑義が生じた場合又は約款に定めのない事項については、その都度、契約者と当社とで誠意をもって協議のうえ解決するものとします。</p>
第13条 専属的合意 管轄	<p>本契約に関して、契約者と当社との間で裁判上の紛争が生じた場合は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</p>
第14条 消費税変 更時の取り 扱い	<p>法令改正に伴う消費税等の税率変更がされた場合、新税率施行日の属する月の料金から、新しい税率を適用した料金をお支払いいただきます。</p>
第15条 約款変更時 の取り扱い	<p>1. 当社は、民法第548条の4に定める定型約款変更の定めに従い、契約者の了承を得ることなく、本約款を変更する場合があります。この場合、当社は、変更する旨および変更後の規定の内容ならびに変更の効力発生日を、当社ホームページ等で1ヵ月までに公表することにより契約者に周知します。変更の効力発生日以降の本契約の提供条件は、変更後の約款によります。</p> <p>2. 当社は、経済情勢の変動又は本約款に基づく本サービスの提供が困難となる等の事情が発生した場合、契約者の承諾又は契約者への事前の通知なく、本約款に基づく本サ</p>

	<p>サービスの提供を中止又は変更することができるものとします。また、以下の①ないし③等本サービス提供が一時的に困難となる等の事情が発生した場合、本約款に基づく本サービスの提供を中断することができるものとします。</p> <p>① 震災・火災・豪雨・洪水・津波・噴火・戦争・騒乱・労働争議・疫病</p> <p>② システム障害・停電</p> <p>③ 本約款に基づく本サービスに関わるシステムの定期又は緊急に行う保守・点検</p> <p>3. 本サービスの利用条件は、当社ホームページ掲載の最新の約款によるものとします。</p>
第16条 業務の委託	<p>当社は、本サービスの販売・その他業務を第三者に委託することがあります。</p>
第17条 個人情報の 取扱い	<p>当社は、契約者の個人情報を、当社の個人情報保護方針 (www.tokyo-gas.co.jp/utility/privacy.html) お客さま情報についての取扱い方針 (www.tokyo-gas.co.jp/utility/privacy/customer/index.html) に従って取り扱います。</p>
第18条 当社からの ご連絡	<p>当社は、本サービスに関する案内、本サービス料金の支払、本サービスの解約など本サービスの提供にあたり必要な事項を、契約者が希望された通知方法以外の方法でご連絡することがあります。</p>
附則	<p>この約款は、2026年4月1日から適用します。</p>